

令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月9日

北上市長 高橋敏彦

令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、令和4年度において新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染対策を強化する事業者に対し、きたかみ安心飲食店支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市民に安心して飲食できる環境を提供する事業者を支援し経営の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証 いわて飲食店安心認証制度実施要綱（令和3年6月25日岩手県制定）第3の認証基準に適合することを、岩手県知事が同要綱第5第2項の規定に基づき認証することをいう。

(2) 中小企業者 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。ただし、宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条に規定する旅館業に該当するものとする。

イ 資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人（会社を除く。以下この号において同じ。）若しくは組合又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人若しくは組合であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人若しくは組合又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは組合であって、小売業又は飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人若しくは組合又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人若しくは組合であって、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人若しくは組合又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人若しくは組合であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 認証店舗 北上市内に所在する認証を受けた店舗をいう。

(交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、認証店舗を経営するものであること。ただし、次に掲げるもの及び従業員の数が1,000人を超えるものを除く。

ア 発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項第1号に規定する大規模法人をいう。以下同じ。）の所有に属している法人

イ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

ウ 大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

エ 発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上が同一のアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人、発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上がアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人又はアからウまでのいずれかに該当する者の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

(2) 事業継続の意思があること。

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(5) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者であること。

(6) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(支援金の額等)

第4 支援金の額は、1店舗あたり20万円とし、支援金の交付は、同一の認証店舗につき1回とする。

(交付申請)

第5 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に認証を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、令和4年8月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、過去にきたかみ安心飲食店支援金交付要綱

(令和3年北上市告示甲第72号)の規定により支援金の交付を受けた申請者は、認証を受けたことを証する書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付決定通知書(様式第2号)により、不適切と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第7 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適切でないとして認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、既に交付した支援金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付申請書兼請求書

きたかみ安心飲食店支援金の交付を受けたいので、令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

2 申請の対象となる店舗数、店舗名称及び所在地

(1) 店舗数

(2) 店舗名称

| 店舗名称 | 所在地 |
|------|-----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

3 支援金の振込先口座

添付書類

様式第2号（第6関係）

北上市指令 第 号

所 在 地

法人名・屋号

代 表 者 名

令和4年度きたかみ安心飲食店支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったきたかみ安心飲食店支援金について、
円を交付することに決定したので、令和4年度きたかみ安心飲食店支援
金交付要綱第6第1項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長

